参考資料

(山陽小野田都市計画区域)

《目次》

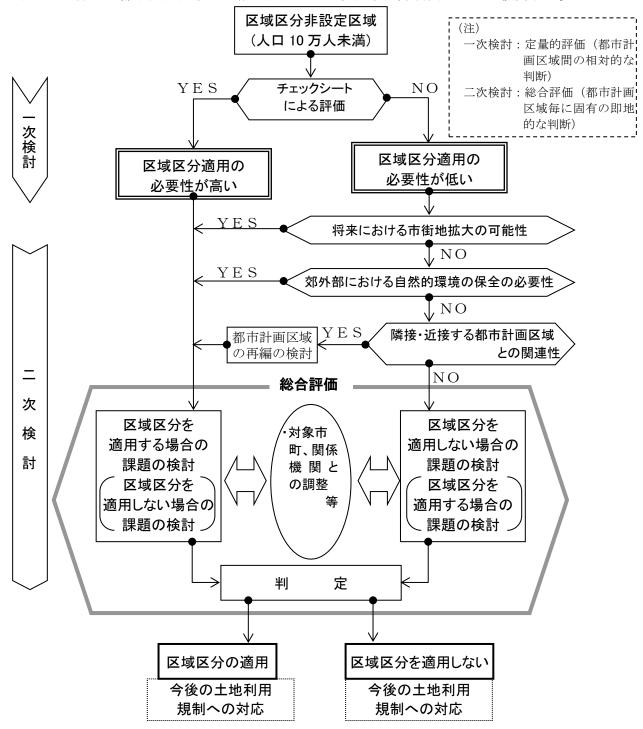
1. 区域区分の二次検討 ………27

1. 区域区分の二次検討(山陽小野田都市計画区域)

(1)検討の手順と一次検討の結果

①人口 10 万人未満の区域区分非設定区域における検討手順

人口 10 万人に達しない非線引き都市計画区域にあっても、人口、土地利用、産業活動等の拡大、開発プロジェクト等の影響で市街地拡大が予想される場合及び郊外部における自然的環境の保全の必要性がある場合においては、区域区分の適用を検討する。また、線引き都市計画区域や人口 10 万人以上の人口増加都市計画区域に隣接または近接する区域については、これら拠点都市との一体的な都市計画区域の再編を前提として、区域区分制度の適用を検討する。



▲区域区分非設定区域(人口10万人未満)における区域区分適用要否の検討手順

② 一次検討結果(広域方針より抜粋)

区域区分適用の必要性が高い。

C. 区域区分適用の有無の検討チェックシート(人口10万人未満)

<評価指標>

1-1.都市計画区域内人口

1-2.都市計画区域内世帯数

1-4.市街化区域内(用途内)人口

2-2 都市計画区域内DID面積

1-5.市街化調整区域(用途白地)人口

2-1.都市計画区域内開発許可面積(5年間)

3-1.商業販売額増減率(都市計画区域内)

3-2.工業出荷額增減率(都市計画区域内)

3-3.観光入込客増減率(行政区域内)

1-3.DID人口

<検討項目>

1)人口動向

3)産業動向

				1978 ц	1陽小野田都市計画区域
<	評価値	>		<項目別評価結果> ※<指標別評価結果>のうち 1つ以上「○」なら適合	
		現在 H27			
	>	62,671]人	×:不適合	
	<	25,740	世帯	O:適合	
	>	17,748]人	×: 不適合	0:適合
	>	47,583]人	×:不適合	
	>	15,088]人	×:不遵合	
	<	2893.25	㎡/千人	0:連合	〇:進合
	>	6.77	kmi	×:不適合	<u> </u>

×:不適合

×:不適合

0:資合

TUZE

【一次検討による評価】		
全 て〇:必要性は高い	0:	区域区分の
1つ以上×:必要性は低い		必要性は高い

0:適合

<判断基準>

10年前値<現在値:「適合」

10年前値 < 現在値: 「適合」

10年前値<現在値:「適合」

5年前値<現在値:「適合」

5年前値 < 現在値: 「適合」

5年前値<現在値:「適合」

10年前値<現在値:「適合」

過去値<現在値:「適合」

過去値<現在値:「適合」

過去値<現在値:「適合」

過去 10(5)年前

25,336 世帯

19,429 人

48,867 人

㎡/千人

-4.85

-22.13 %

8.77 %

kmi

15,683

7.57

14.08

77.76

-0.16 96

2620.32

66,261

※1-1. 都市計画区域内人口、1-2. 都市計画区域内世帯数、1-3. DID人口は、国勢調査よりH17とH27の値を掲載している
※1-4. 市街化区域内(用途内)人口、1-5. 市街化調整区域(用途白地)人口は、国勢調査よりH22とH27の値を掲載している
※2-1. 都市計画区域内開発許可面積は、都市計画基礎調査より5年比較(過去(H19~H23合計)・現在(H24~H28合計))としている
※2-2. 都市計画区域内間の面積は、国勢調査よりH17とH27の値を掲載している
※3-1. 商業販売組増減率(都市計画区域集計)は、商業級計調査及び経済センサスより過去(H19/H9増減率)・現在(H28/H19増減率)の値を掲載している
※3-2. 工業上付箱組満率(都市計画区域集計)は、五業執計調査より過去(H18/H28増減率)が現在(H28/H19増減率)の値を掲載している
※3-3. 観光入込客増減率(行政区域内)については、山口県の宿泊者及び観光客の動向より3年比較(過去(H28/H10増減率)・現在(H28/H27増減率))としている

(2)検討の手順と二次検討

①人口 10 万人未満の区域区分非設定区域における区域区分適用の二次検討項目

一次検討による区域区分適用の必要性検討を踏まえ、二次検討として、将来における市街地拡大の可能性、郊外部における自然的環境の保全の必要性、隣接・近接する都市計画区域との関連性及び適用、非適用に際しての課題について整理した上で、総合的な視点から区域区分の適用について判断する。

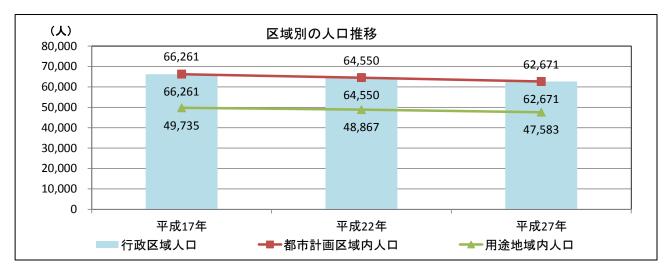
検討項目	検:	力 容				
■将来における 市街地拡大の 可能性の検討	おける都市的土地利用の需要を見通す 握し、増加人口に伴う住宅用地や産業 また、市街地周辺におけるスプロール	ロジェクトの影響等を踏まえ、市街地内に とともに、市街地内の土地利用の現況を把 用地が現在の市街地に収容できるか否か、 的拡散等についても検討する。その結果、 る場合には、区域区分制度の適用を検討す				
■郊外部におけ る自然的環境 の保全の必要 性の検討	とから、他の法規制のない区域で自然 られる場合には、区域区分制度の適用 具体的には、次に示す資料等より、 図られるか否かを検討する。	整区域における開発の抑止が考えられるこ的環境としての保全の必要性があると認めを検討する。 現在の法規制で自然的環境の保全が適切に 定締結区域の位置図、地区計画等の位置図)				
■隣接・近接する都市計画区域との関連性の検討		上の都市計画区域に隣接または近接する区 体的な都市計画区域として再編することを 討する。				
■区域区分を適 用する場合の 課題の検討	区域区分を適用した場合の課題として、一定の人口密度を有する市街化区域の 設定や、周辺の都市計画区域における土地利用規制との整合、さらには市街化調 整区域における開発規制のあり方等を検討する。					
■区域区分を適 用しない場合 の課題の検討	区域区分を適用しない場合の課題として、用途白地地域における別の土地利用規制の適用可能性や、周辺の都市計画区域における土地利用規制との整合等を検討する。 別の土地利用規制としては、都市計画法以外の他法令による措置または区域区分以外の都市計画制度による措置があり、いずれかの措置を適用することによって目標とする都市像の実現に向けた規制・誘導が可能か否かを判断する。					
■総合評価によ る区域区分適 用の要否の判 定		の将来像との整合や、対象市町・関係機関 も十分に考慮し、総合的に判断して区域区 適用を行う。				
■その他の土地 利用規制制度	区域区分を適用する場合又は適用し 都市計画制度等の導入について検討す	ない場合における他法令や区域区分以外のる。				
の導入検討	他法令による措置の例	区域区分以外の都市計画制度による措置の例				
	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 ・森林法に規定する保安林区域等 ・自然公園法に規定する特別地域等 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域等 ・その他市町条例等による措置 ・景観計画による届出制度 等	 ・地域地区の指定(用途地域、特定用途制限地域、風致地区、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区等) ・地区計画、集落地区計画の適用 ・用途白地地域における建築形態規制 ・開発規制(用途白地地域における開発許可の最低規模基準の引き下げ) ・立地適正化計画の策定等 				

②将来における市街地拡大の可能性

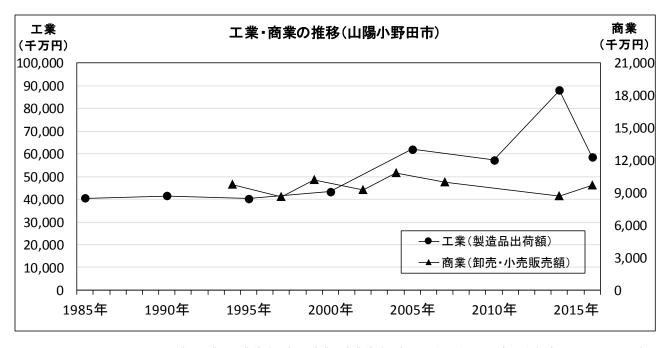
ア 人口推移や産業の動向

総人口・都市計画区域内人口・用途地域内人口のいずれも、長期的にゆるやかな減少が続いている。

産業については、工業については山陽小野田市の 2014 年の一時的な増加を除けば、2005 年以 降横ばい傾向である。商業は継続して横ばい傾向である。

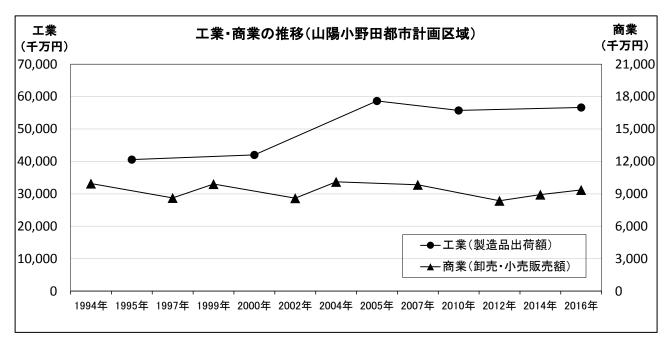


(出典:行政区域人口・都計区域内人口・市街化区域内人口(または用途地域内人口)の値は国勢調査を 採用し、平成17年市街化区域内人口(または用途地域内人口)にのみ、都市計画基礎調査を採用)



(出典:工業(工業統計調査)、商業(商業統計調査。H28(2016)のみ平成28年経済センサス-活動調査)

【参考:都市計画区域の工業・商業の推移】

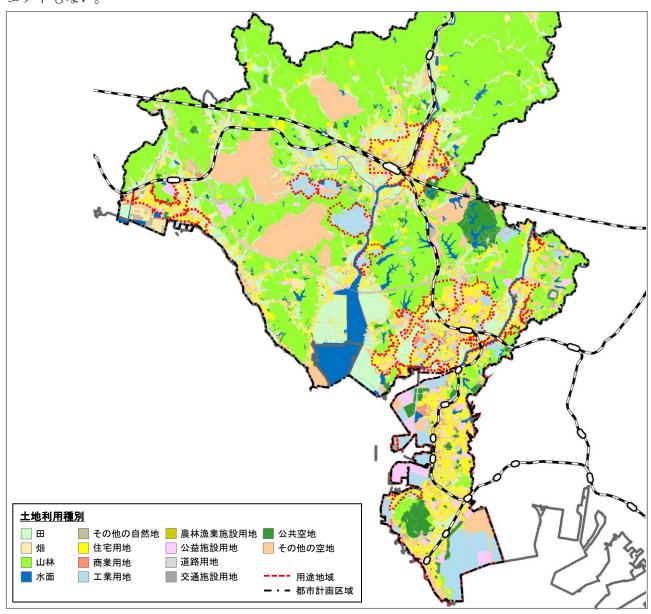


- ※都市計画区域の数値は旧市町の値を積み上げて算出した
- ※合併後の旧市町の値は、合併前の旧行政区域の市全体に占める割合の推計値から算出した

(出典:工業(工業統計調査)、商業(商業統計調査。H28(2016)のみ平成28年経済センサス-活動調査)

イ 市街地内の土地利用の現況

用途地域内に低未利用地が一定程度残されている。また、新たな人口増加に伴う大規模プロジェクトもない。



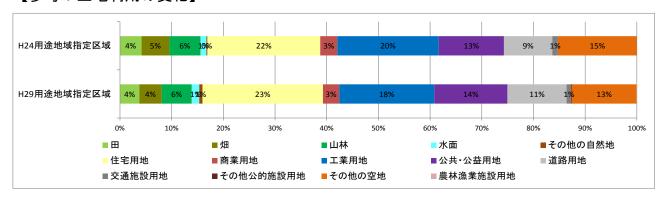
山陽小野田都市計画区域 未利用地状況

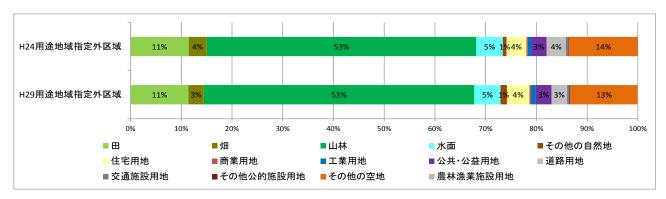
	自	然 的	ı ±	地 利	用			都市	5 的	±	地 和	钊 用					
	農	地				宅		地									
			山	水	そ	住	商	I	公	道	交	そ	そ	農			
市					の				共		通	の	Ø	林		低	
街					他	宅	業	業		路		他		漁	合	未利	低土
地	Ħ	畑			ر ص	_	-11	2,14	公		施	公 的	他	業		利 用	低未利
TU	ш	ж									設	施	o	施	計	地	用
区					自	用	用	用	益	用		設	_	設	āT	面	地率
分					然				用		用	用	空	用		積	
,,			林	面	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地			
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
用途地域 指定区域	110.2	127.0	171.6	42.5	18.1	685.6	92.9	540.4	416.4	336.5	27.4	0.9	371.6	0.1	2,941.0	608.8	20.7%
用途地域 指定外区域	1,185.3	313.1	5,526.5	538.6	128.5	462.3	30.2	99.6	319.4	318.7	48.6	16.7	1,380.2	0.4	10,368.0	2,878.6	27.8%
合 計	1,295.5	440.1	5,698.1	581.1	146.6	1,147.8	123.0	640.0	735.8	655.2	76.0	17.6	1,751.8	0.5	13,309.0	3,487.3	26.2%

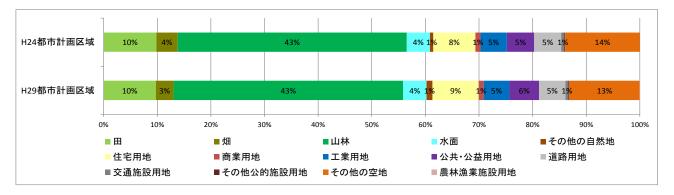
※公共空地は公共・公益用地として計上

(出典:平成29年 都市計画基礎調査)

【参考:土地利用の変化】





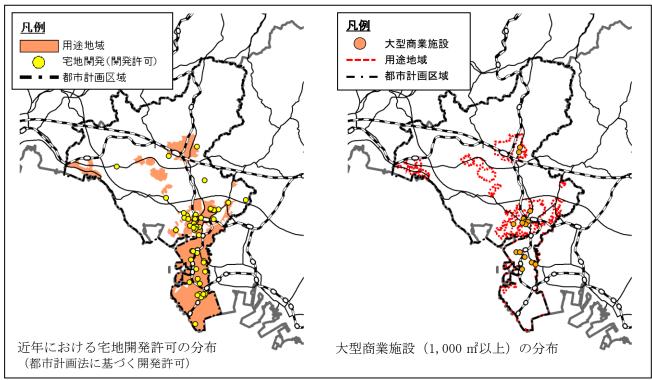


ウ 市街地周辺におけるスプロール的拡散

近年において、宅地開発許可は減少しており、その分布もおおむね用途地域内であるが、一部、 用途地域縁辺部や主要道路沿道の用途白地地域にも分布が見られる。

大型商業施設は、全て用途地域内に立地している。

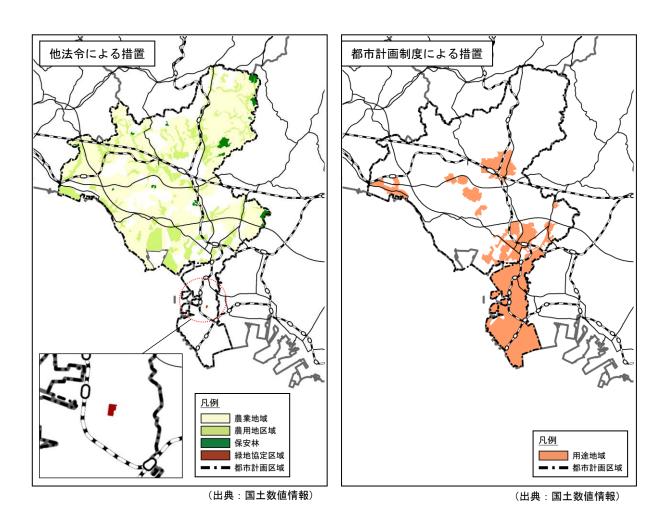




(出典:平成29年 都市計画基礎調査、平成28年 全国大型小売店総覧)

③郊外部における自然的環境の保全の必要性

用途白地地域のうち、田園環境の保全については、農振農用地により保全が可能と考えられるが、一部に農振白地地域が存在するため、土地利用のコントロールを図る必要がある。また、風致地区や緑地環境保全地域が指定されている丘陵地等については、自然的環境の保全が図られている。



④隣接・近接する都市計画区域との関連性

隣接する宇部都市計画区域は非線引き都市計画区域であり、人口は 10 万人を越えているが減少傾向にある。本区域と宇部都市計画区域は生活圏や交通網の結びつきが強く、市街地も連担していることから都市の一体性について検討する必要がある。

(3)総合評価

①区域区分を適用する場合の課題

	人口密度(可住地)60人以上の区域を市 街化区域とした場合	現行の用途地域を市街化区域とした場合
アー定の人口密度を有する市街化区域の設定	・ 平成 27 年の人口密度 60 人/ha 以上地区の合計(設定市街化区域の人口)は、13,618 人で、都市計画区域人口62,671 人の約 21.7%となる。 ・ 平成 27 年の人口密度 60 人/ha 以上地区の概ねのまとまり(設定市街化区域の面積)は約 236haで、用途地域の1割にも満たない。 ・ 区域区分を適用した場合、現行の用途地域内の人口のうち約 3.4 万人は市街化調整区域に居住することとなること、また山陽小野田都市計画区域内の約 4.9 万人が市街化調整区域に居住することになり、既存の居住環境を担保する何らかの緩和策が必要となる。	・ 平成 27 年での用途地域の人口密度(可住地)*は、平均約 32.3 人/ha(可住地面積:1,474.6ha)であり、中心市街地以外では低密度の地区が広がっている。 ・ 居住人口 47,583 人は全都計区域人口62,671人の約75.9%となる。 ・ 用途地域内可住地に、人口密度60人/haで人口が張り付くと仮定した場合の収容人口は約88,476人である。平成27年用途地域人口の約1.9倍となり、低密度の市街地が形成されることとなる。
イ 周辺都市計 画区域の土 地利用規制 との整合	・ 市街地が連担するなど一体の都市であ 市計画区域であり、区域区分を行う上・ 美祢都市計画区域とは地形的な隔たり	
ウ 市街化調整 区域におけ る土地利用	 現行の用途白地地域だけでなく市街 化調整区域となる用途地域では、自 然的環境等が守られる一方で、現在 は認められている開発も市街化調整 区域として制限される。また、宇部 都市計画区域への開発の移行に対す る対応が必要となる。 このような市街化調整区域となる地 区、特に用途地域からの変更となる 地区でのコンセンサスを得ることが 困難であると考えられる。 	 現行の用途白地地域は、自然的環境等が守られる一方で、現在は認められている開発も市街化調整区域として制限される。また、宇部都市計画区域への開発の移行に対する対応が必要となる。 このような市街化調整区域となる用途白地地域でのコンセンサスを得ることが困難であると考えられる。

- ※ 用途地域内外の可住地面積は、平成29年都市計画基礎調査より
- ※ 用途地域内外の人口密度(可住地)は、平成29年都市計画基礎調査から可住地按分により算出

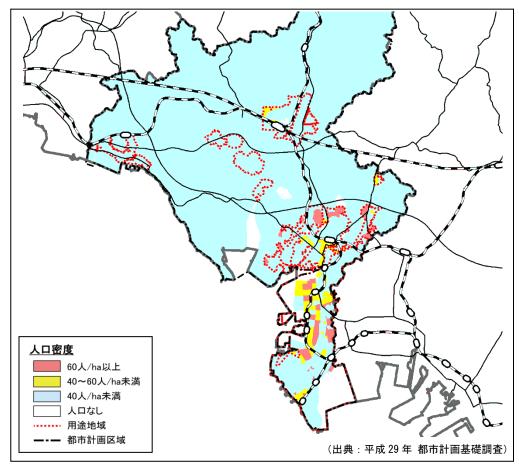
	行政区域	都計区域	用途地域	60 人/ha 以	以上の地区	40 人/ha 以上の地区		
	112223	BPH1 E2-94	711,6270794	人口	面積	人口	面積	
平成 17 年	66, 261 人	66, 261 人	49, 735 人	9, 352 人	201ha	18, 439 人	471ha	
平成 22 年	64, 550 人	64, 550 人	48, 867 人	7, 656 人	155ha	14, 340 人	343ha	
平成 27 年	62, 671 人	62, 671 人	47, 583 人	13, 618 人	236ha	23,838 人	529ha	

[※]行政区域人口・都計区域人口・用途地域人口の値は国勢調査を採用し、平成 17 年市街化区域人口にのみ、H29 都市計画基礎調査を採用

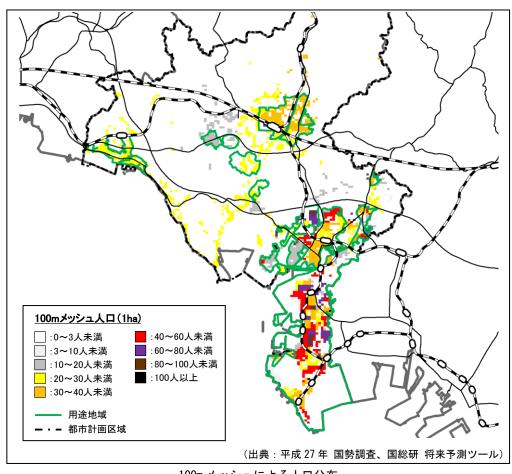
②区域区分を適用しない場合の課題

ア 用途地域内の低未利 用地の増進	・ 用途地域においては、低密度な地区が多く残っており、用途地域内の土地利 用の増進を図る必要がある。
イ 用途白地地域における土地利用規制	 本都市計画区域の用途白地地域で現在の良好な環境を今後とも保全していくためには、市街地外縁緑地帯としての田園及び自然的緑地環境の保全について検討する必要がある。 田園環境の保全については、農振農用地によりほぼ担保が図られており、今後とも継続していく必要がある。また、農振白地地域については、他の土地利用制度の導入等により活力を持続しながら開発をコントロールしていく必要がある。 丘陵部の自然的緑地環境の保全については、風致地区、特別緑地保全地区の適用等により地形的に緩やかな丘陵地の緑の保全を検討する必要がある。 開発の誘導については、建築形態規制に加え特定用途制限地域との組み合わせを図る他、開発許可基準や地区計画制度の適切な運用等により行っていく。
ウ 周辺都市計画区域の 土地利用規制との整 合	・ 隣接する宇部都市計画区域は、現行では本区域と同様に用途地域が指定された非線引き都市計画区域であり、広域的に上記の用途白地地域における対策が導入されるなら、整合性は図られる。・ ただし、既に市街地が連担している宇部都市計画区域において区域区分制度が導入された場合は、不整合が生じる。

^{※60} 人/ha 以上の地区・40 人/ha 以上の地区の人口と面積は、H29 都市計画基礎調査より算出



小地域による人口分布 (可住地人口密度)



100m メッシュによる人口分布

③判定

本都市計画区域は、一定の開発圧力があるものの、特定用途制限地域の適用を行っているほか 人口が減少傾向にあることなどから、急激な市街地拡大の可能性は低いと判断される。しかしな がら、隣接し、市街地が連担している宇部都市計画区域と一体的な都市であるため、土地利用バ ランスに配慮した土地利用規制を行う。

したがって、区域区分を定めないものの、建築形態規制に加え、特定用途制限地域等による土 地利用制度を行うことにより、用途白地地域の土地利用のコントロールを図るものとする。

4)今後の土地利用規制への対応

ア 用途地域内の低未利 用地の増進	・ 都市基盤整備や地区計画などにより、用途地域内低未利用地の利用増進を図る。
イ 用途白地地域におけ るその他の土地利用 制度の適用の可能性	 用途白地地域については、建築形態規制に加え、特定用途制限地域等により田園環境との調和に配慮した土地利用の規制・誘導を行う。 用途地域隣接部等の開発圧力がある地域については、特定用途制限地域の制限内容の強化を検討する。 丘陵部の自然的緑地の保全については、風致地区、特別緑地保全地区等の適用を検討する。 既存集落や幹線道路沿道等においては、地区計画、特定用途制限地域の適用等による土地利用の規制・誘導を図る。
ウ 周辺都市計画区域の 土地利用規制との整 合	・ 隣接する宇部都市計画区域(非線引き都市計画区域)との整合を図るため 上記の用途白地地域における土地利用の規制・誘導を行う。

■区域区分の検討結果 | 区域区分非設定区域 (注) (注) (大口 10 万人未満) | 一次検討:定量的評価(都市計画区域間の相対的な判断) | 二次検討:総合評価(都市計画区域毎に固有の即地的な判断)

